

厚生労働省 各府省からの第2次回答

厚生労働省 各府省からの第2次回答

厚生労働省 各府省からの第2次回答

厚生労働省 各府省からの第2次回答

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
28	「医療介護連携体制改善推進交付金の交付についてが早期に発出されることにより、当該年度の実施要領や事業者の確認が早まり、審査準備が先行するようにならうことでの支障の改善につながった」 「事業者が提出する体制改善推進交付金、地域医療対策支援臨時特例交付金及び地域介護支援臨時特例交付金の改正通知及び地元における既往及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に基づく都道府県計画及び市町村計画並びに地域医療介護総合確保基金の平成〇〇年版の取扱いに関する留意事項通知」については、可能な限り、年度当初に発出していた方がよろしく、事業執行に当たっては基金の配分額が決定していることが重要であるため、引き続き早期の配分額決定に努めていただきたい。	-	【時間表】 基金事業の円滑な実施を図るため、左記に記載の改正通知及び留意事項通知について、年度当初での発出を要望する。 また、半期の基金内示を要望する。	-	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意見及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。		一次回答のとおり。
33	当提案に対しては、全国の多くの地方自治体から同様の提案が出されていることからも、この問題は待機児童の解消及び認定こども園への移行に大きな影響を与えるものと考える。加えて保育業界では、認定こども園の開設や認定こども園からの経過措置の延長を求める声が強くなっており、保育教育現場にとって現状の課題である。 また、内閣府子ども子育て支援会議の資料及び議事録から、経過措置を延長しなければ保育教諭不足から認定こども園の円滑な運営を阻害することや待機児童を増加させてしまう懸念などから、多くの内閣府関係者は、延長を求めており、もじのまま経過措置を延長しなければ多くの費用が発生することは明白である。 5年の見直しに係るスケジュールにおいて、秋から年明け頃に通常会議を開催するところが、この案件は臨時採用計画なども園の運営に関わる最重要かつ緊急課題であり、早急に方針決定してほしい。 また、どちらか一方の資格所有者が約1割となることその人の数自体は増えているという実態からも、両資格取得に対する支援措置の継続は認定こども園への移行に際し重要な要素であることから、経過措置の延長に加えて資格取得の特例についてもぜひ延長を行っていただきたい。	-	-	-	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意見が反映されるよう積極的に検討していただきたい。	○「今後、引き続き、子ども・子育て会議において、現状等を踏まえながら、「幼保連携型認定こども園における保育教諭の資格の特例」等について議論を行う予定である。 ただし、が、保育教諭等の資格要件に係る経過措置の延長については、地方自治体だけではなく、内閣府も含め、多くの内閣府・多様な保育業界団体から延長を望む声が上げられており、延長を行わなければ教育・保育の現状及び行政において多大な支障が発生することを踏まえれば、当然措置すべきではないか。 ○ 今回の議論のスケジュールを示すとともに、早期に経過措置を延長する旨を示すべきではないか。	次回の子ども・子育て会議において、現状等を踏まえながら、「幼保連携型認定こども園における保育教諭の資格の特例」等についての見直しの方向性について議論を行う予定である。

厚生労働省 各府省からの第2次回答

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
34	東邦学校に通学し、かつ放課後等デイサービスの利用を希望する児童は平成25年4月以降現在まで継続しておられる。平成30年4月末時点で11人が児童虐待支援を利用しており、これらの児童は未登校が少ないため、放課後満足度の支援を受けられることである。 今後は児童の安全と安心の確保の観点から、上記の通りの対応でなく、現在中学校に通う児童においても東邦学校を進学先として選択した場合に、放課後等デイサービスが使えるなどとなる。他の児童に必要な支援とは全く異なる「進学先が一条件かそれか」というよりは、「児童の安全と安心の確保」を最優先としている。児童虐待の発生を防ぐためには、当面は差別と言ふべきではないが、今後進路を選ぶ児童においては、この児童の進学先の自由な選択を認めることとなってしまう。このように、実際に進学先に負担を強いている現状を踏まえ、進学を考える児童及びその親御さんには、児童虐待の危険性を理解してもらうとともに、児童虐待の対策を実施するところ進学の選択をすることができるためにも、報酬改定等に併せたのではなく、単なる対応をお願いしたい。	-	-	-	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	<p>○ 権利者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第125号)及び児童福祉法(昭和22年法律第168号)の改正法施行(平成30年4月)後の3年後見制度や障害福祉サービス等の改定等の議会に対する検討するとのことだが、専修学校に通う児童の放課後等デイサービスの利用の問題は、現状の制度の弊も併存しており、平成31年度から具体的な措置を講じられるよう、速やかに検討されたい。</p> <p>○ 1次アリングでは、平成21年に放課後等デイサービスを創設した際に、他法令参考に对象児童を定義したのに対し、当時の経緯や他法令もさることながら、現に存する障害者やその保護者の方にも目を向け、全額の対応を認めた上で、実態に即した制度となるよう、対応すべきではないか。</p>	放課後等デイサービスの利用対象児童に専修学校に通う児童を加えることについて、利用対象児童に専修学校に通う児童を加えることのニーズや対象を拡大した場合に生じる課題を踏まし、調査結果を踏まえ、障害福祉サービス等報酬改定等の機会において検討してまいりたい。

厚生労働省 各府省からの第2次回答

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
37	追加共同提案団体における支援車両や提案を踏まえ、請求書類の見直しを含めた手続きの簡素化を可能な限り行っていただくためを要望する。 特に、提案時に簡素化の案として提示した一部記載欄の廃止や選択式への変更はぜひ実現されたい。 また、今回のことで、次回の特別差用慰労金支給業務が開始される平成32年度を目途に簡素化できる記載欄等の検討を行っているところである。今回の「提案」踏まえ、引き続き請求書類における各記載欄の簡素化を行い、改めて提出する。次回の特別差用慰労金支給業務の開始直前に改正された場合、地方公共団体において、受付準備に混乱が生じる恐れがあり、地方公共団体において前回からの改正内容を十分に理解する時間を確保する必要があるため、平成30年度中に簡素化できる記載欄等の検討を行っていただきたい。併せて、その検討過程においては、請求受け窓口となる市町村の意見収集ができるよう御配慮願いたい。	【茨崎市】 提案団体の見解を十分に尊重されたい。 今回の提案も踏まえて審議記載欄等の必要性の精査を行うと見解をいたいた。平成32年度を目指して検討をお願いいたします。 【総括】 ・事務簡素化の必要性については理解いただいているものと思うが、記載欄のほか添付書類等についても、十分に簡素化の検討をしていただきたい。	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。			平成29年度に実施した都道府県(市区町村含む、以下同じ)へのアンケート及び意見交換会の内容を踏まえ、厚生労働省において様式簡素化の可能な箇所を検討する予定です。 なお、市区町村は受取者の事務、都道府県は審査課定の事務と、その扱う役割の性質が異なることから、この検討をお願いいたします。 協議の際にご参考に上げたお手紙 ・戦没者との血縁関係の確認 ・支給者との多拠点に渡り、かつ、その中で支給順位が明確に定められていることから、先順位者扶養の確認 ・生計関係の確認が必要となる場合はその確認等を行うことが重要であり、項目の精査を慎重に行う必要があることをご理解いただければと存じます。 他方、提案団体の見解のうち、「支給事務の開始直前に改正された場合、地方公共団体において、受付準備に混乱が生じる恐れがあり、地方公共団体において前回からの改正内容を十分に理解する時間を確保する必要がある」とのご意見を踏まえ、平成30年度中に「検討の方向性(案)」を作成していただきたいです。 なお、その後のステップとして、「検討の方向性(案)」の提示以降、ご意見等を踏まえ都道府県向けの事務処理マニュアル案を作成・提示し、その後、省令改正及び都道府県への説明会を実施する予定です。	

厚生労働省 各府省からの第2次回答

厚生労働省 各府省からの第2次回答

厚生労働省 各府省からの第2次回答

厚生労働省 各府省からの第2次回答

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
67	本提案について、ご指摘のとおり、現行制度の運用により、申請の受理及び指定に係る事務を一括して行うことで、各市町村や事業所の負担軽減も実施できると考える。そのため、業務を活用する基準及び指導監査の取り扱いについて、既に取り組んでいる自治体が少なくない現状で、改めて「現行制度上可能」との回答があつたが、活用事例等も含め、十分な周知を行うことを、本制度について、積極的に周知するとともに、基準等を年内をめどに、県及び各市町村へ通知を行うなどの検討をお願いしたい。	-	-	-	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。 【全国町村会】 所管省から「現行制度上可能」との回答があつたが、活用事例等も含め、十分な周知を行うこと。	○ 提案団体は、事務を一括して行う際の基準や指導監査の取扱いについて既に取り組んでいる自治体の例などを含め示すことや、回答内容について積極的に周知することをめざしていることから、各都道府県・市町村に対する周知又は通知を今年中に行っていただきたい。	提案団体の見解を踏まえ、原則に関する情報提供及び介護予防・日常生活支援総合事業者の指定に係る事務等に関する周知について一括で行うことができる地方自治法の仕組みに関する周知について、具体的な内容を検討の上、対応してまいりたい。
70	公立学校の施設整備等についても前年度に行行った実施設計費を補助対象とすることができますこと、また、認定こども園の施設整備等についても前年度に行行った実施設計費を補助対象とすること、交付金の支給方法を区分けた場合の認定こども園整備についても、内示書の実施設計費を補助対象としていることなど、その後に実施設計料、公告、入札、開札、工事委託との契約、近隣住民への申請説明会についても補助対象としていただけた。「認定こども園施設整備交付金の認定こども園整備と幼稚園耐震化整備で内示前の実施設計についての取り扱いの整合性を図っていただきたい」	-	-	-	【全国知事会】 交付金の次年度内示スケジュールを前年度中に示して取り組んでいたとの回答だが、その内示がスケジュール通りに実施されず、その後に実施設計料、公告、入札、開札、工事委託との契約、近隣住民への申請説明会終了後工事着手することとなり、十分な工事前とされず、現実的には前年度での事業完了が非常に難しい状況である。 市町村に対しては、内示書の発出が4月の半期以降となり、そこからの事業着手では難しい状況に変わりはない。 さらに、交付金の実用にあたり、国から前年度の継続予算の活用を指定された場合、事業着手後の年次計画で、前年度の事業着手が完了できないと事故廃止を招き得るため、内示書の実施設計料で申請年度での整備が間に合わない可能性がある。また、2年事業で申請をする場合、1年目に工事着手の必要があるため、実施設計を行う施設整備の実施については年度後半の事前協議では対応出来ない可能性があり。 内示書の実施設計が実施されるとしても、年度前半での事業着手の場合、前年度での整備が可能なケースが増え、また、年度後半の事前協議でも、内示後に1年目の工事着手が可能となると考える。 上記を踏まえ、内示前の実施設計の取り扱いの見直しを行うことで、迅速な施設整備が可能となり、待機児童解消に繋がるかを考慮する。	【文部科学省】 現行、認定こども園施設整備交付金においては、次年度の内示スケジュールを前年度中に示し、から2年以内の年内示を行なう市町村における整備計画に合わせた対応が可能となるよう取り組んでいることである。 各市町村にかかるては、実施設計や本体工事に要する期間を踏まえつつ、整備計画に応じて内示予定期間を確認のうえ、引き続き、事業の円滑な進行に取り組んでいただきたいと考えている。 また、30年既の認定こども園施設整備交付金の内示予定期について、「平成30年度認定こども園施設整備交付金の事業予定」等について(平成30年1月29日付け文部科学省初等中等教育局幼児教育課振興・事業推進室)により、平成30年4月、6月、8月、10月、12月の各月に予定期間していることである。以下のとおり内示については概ね予定期間とおり行われてきるものと認識している。 <平成30年度内示日(実績)> 4月内示分: 4月17日 6月内示分: 6月27日(追加分: 7月11日) 8月内示分: 8月17日	【厚生労働省】 現行、医療所整備費交付金においては、次年度の内示スケジュールを前年度中に示し、かつ、複数回の内示を行なう市町村における整備計画に合わせた対応が可能となるよう取り組んでいることである。 各市町村にかかるては、実施設計や本体工事に要する期間を踏まえつつ、整備計画に応じて内示予定期間を確認のうえ、引き続き、事業の円滑な進行に取り組んでいただきたいと考えている。 また、30年既の医療所整備費交付金の内示予定期については、「平成28年度補正予算及び平成30年度予算案における医療所整備費交付金に係る協議について」(平成30年2月16日付け厚生労働省子ども家庭局長通知)により、平成30年4月、6月、8月、10月、12月の各月上旬とされているところである。以下のとおり内示については概ね予定期間とおり行われてきるものと認識している。 <平成30年度内示日(実績)> 4月内示分: 4月2日 6月内示分: 6月8日 8月内示分: 8月10日

厚生労働省 各府省からの第2次回答

提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例 (提案の実現による効果、行政の効率化等)	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
区分	分野								その他の (特記事項)	団体名
83	地方に対する規制緩和 医療・福祉	老人福祉に係る「基準命令」の早期公表	老人福祉に係る「基準命令」について、可能な限り早期に公表を行うことを求める。	本県の実情や政策課題のほか、県民・団体意見を条例に反映させることができ、地方分権の趣旨を具現化することが可能になる。 民間事業者による早期の事業化を支援することで、県民サービスの向上が期待できる。	介護保険法	厚生労働省	神奈川県	-	介護サービスの運営基準等に関する省令の改正については、社会保険審議会の意見を踏まえ決定することとされており、審議会の意見を踏まえ、可能な限り早急に公表するよう努めているところである。	各府省からの第1次回答
				【地方分権の趣旨を反映できない】 介護保険法等の基準は、法律で規定されているもののほか、「基準命令」に基づく基準も存在する。また、新規「基準命令」を制定する場合は、届出期間や施行時期を要することから、一定の経過措置期間を設定することを求める。	【地方分権の趣旨を反映できない】 県民基本権については、地元の事情や県の政策課題を背景に、独自の基準を設けることが可能であるため、県は、十分な時間をかけて、手続きや根拠、県民検討会を開催する必要がある。					一方、今後の改正においてご指摘のような事態が生じたことを踏まえ、次期改定に向けては、より円滑な実行ができるよう、努めてまいりたい。
				このことは、地方分権の趣旨からも適切でない事態である。	【県民の意見を反映できない】 新たに介護保険施設である介護院は、県内の病院開業者等に注目されており、県は、近々の開設を検討している事業者に対しては、速やかに「制度を周知し、事業化を支援する必要があった」として、県民の意見を反映するため、県の実情や政策課題を踏まえることでのなかったことから、県の政策が不十分なままで、条例の施行を迎える事態になったことが否定できない。					
				また、他の介護事業者において、介護保険法施行規則(厚生労働省令)の公表が1月22日となり、事業者からの持続的手段引き等を踏めた黒視則の改正が4月1日に間に合わない事態となつた。	【県民の意見を反映できない】 新たに介護保険施設である介護院は、県内の病院開業者等に注目されており、県は、近々の開設を検討している事業者に対しては、速やかに「制度を周知し、事業化を支援する必要があった」として、県民の意見を反映するため、県の実情や政策課題を踏まえることでのなかったことから、県の政策が不十分なままで、条例の施行を迎える事態になったことが否定できない。					
				これにより、介護事業者に係る4月以降の報酬告示やこれを解説する通知も3月22日とちっこくから、事業者の手には、4月からの新規算等の算定を諒めるところも出ている。	【県民の意見を反映できない】 制度改正の実行にあたっては、障害福祉サービス事業者の意見を踏むべきであるが、県民の意見を反映するため、県の実情や政策課題を踏まえて、条例の施行にあたることで、県の政策が不十分なままで、条例の施行を迎える事態にならぬことを望んでいた。					
84	地方に対する規制緩和 医療・福祉	障害児者福祉に係る「基準命令」の早期公表	【地方分権の趣旨を反映できない】 障害福祉サービス事業者の基準は、法律で規定されているもののほか、「基準命令」に規定され、「基準命令」の従うべき基準、標準等すべてが規定される。また、新規「基準命令」は、例年1~7月初旬に公表されるため、基準命令の「従うべき基準」「従すべき基準」を踏まえて条例改正作業において、地域の実情に応じた内容を検討する時間が十分に確保されておらず、地方分権の趣旨を反映できない。	本県の実情や政策課題のほか、県民・団体意見を条例に反映させることができ、地方分権の趣旨を具現化することが可能になる。 民間事業者による早期の事業化を支援することで、県民サービスの向上が期待できる。	児童福祉法、障害者給付支援法	厚生労働省	神奈川県	-	基準命令の改正については、その改正内容の検討等に時間を要すること、また、次年度の予算策定に際して関わる事項であるため予算編成過程において検討する必要があることから、例年1月頃の公示などとしているところである。	
				【県民・事業者の不利益】 制度改正の円滑な施行にあたっては、障害福祉サービス等利用者はともに間接費や事業者等への十分な周知期間が必要となる。	【県民・事業者の不利益】 制度改正の円滑な施行にあたっては、障害福祉サービス等利用者はともに間接費や事業者等への十分な周知期間が必要となる。					
				しかし、新規「基準命令」は、例年1~7月初旬に公表されるため、新サービスの指定申請を踏むする事業者もあり、障害者者が割引制度を利用する機会を十分に確保することができない実情がある。	【県民・事業者の対応】 制度改正の実行にあたっては、公会の会員をシミュレーションさせてから、短時間に可能な作業が発生し、関係する職員は長時間労働を余儀なくされており、働き方改革の取組みにも大きく反対している。					
				【働き方改革の対応】 制度改正の実行にあたっては、公会の会員をシミュレーションさせてから、短時間に可能な作業が発生し、関係する職員は長時間労働を余儀なくされており、働き方改革の取組みにも大きく反対している。	【働き方改革の対応】 制度改正の実行にあたっては、公会の会員をシミュレーションさせてから、短時間に可能な作業が発生し、関係する職員は長時間労働を余儀なくされており、働き方改革の取組みにも大きく反対している。					

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
83	<p>今回の基準令の制定及び改正では、追加共同提案団体の支援事例にある通り、条例の改正等が4月1日に間に合わない地方公共団体や4月からの新規令の算定を踏めた事業者があるということであり、配分に対する不十分である旨を踏まえております。</p> <p>一方で、厚生労働省は、厚生労働省の意見を見直し、新規改定に係る検討スケジュールの割りりや経過措置を設定することで、十分な準備期間を確保できるよう検討していただきたい。</p> <p>新たに基準令を制定する場合は、十分な準備と周知期間を確保できるよう、一定の経過措置期間を設定することを改めて求めます。</p> <p>なお、「より円滑な施行ができるよう努める」上の回答であったが、平成30年7月27日付で改正された介護保険制度の基準令については、事業者の情報もしくは改正されたことすら連絡がなかった。</p>	-	<p>【茅ヶ崎市】</p> <p>次期改正においては、早急な公布をお願いしたい。</p>	-	<p>【全国知事会】</p> <p>地域の実情に応じた施設の設置等を行うため、条例に基準の内容が委任される参酌基準の制定にあたっては、各団体において必要な検討を行えるよう十分な期間を確保すること。</p> <p>【全国市長会】</p> <p>提出団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>		<p>次期改定における介護サービスの運営基準に関する省令の改正については、自治体へ適切に情報提供を行うなど、より円滑な施行ができるよう努めてまいりたい。なお、今般の改定においても経過措置が必要な項目については、対応を行っているところである。</p>
84	<p>「基準令の改正については、その改正内容の検討等に時間を要すること、また、次年度の予算案と合わせて、あくまで予算編成過程にて検討するべきである」との回答について、内閣府においても、内閣府の予算案や議案に反映し、条例改訂に向けた取組みが必要である。条例改訂に向けた十分な時間の確保と制度改訂の円滑な施行に向けた取組みが必要である。</p> <p>「厚生労働省としては、自治体の条例改訂スケジュールを考慮し、改正の前の1月までに開催される障害福祉サービス等暫時改定検討チームの開催毎に、改定に係る障害者等を説明した資料等を厚生労働省ホームページで公開する等、今後も充立して改定内容等が自治体の担当者に分かるよう周知している。引き続き、自治体の条例改訂に係る事務負担等に配慮しつつ、可能な限り早期に公示ができるよう取り組んでまいりたい。</p> <p>障害福祉サービスの報酬改定は3年毎に実施されており、今後も実施時期が確定しているのであれば、報酬改定に係る検討スケジュールの割りりや施行時期の見直し等、地方分権の趣旨を踏まえて国における検討・公示・施行のスケジュールを検討していただきたい。</p>	-	<p>【八王子市】</p> <p>条例の実情に応じた施設の設置等を行うため、条例に基準の内容が委任される参酌基準の制定における検討が行われ、厚生労働省のためには必要であると考えております。一方で、基準令の内容を各自治体の条例に反映させることは重要であると考えており、厚生労働省としては、自治体の条例改訂スケジュールを考慮し、改正の前の1月までに開催される障害福祉サービス等暫時改定検討チームの開催毎に、改定に係る障害者等を説明した資料等を厚生労働省ホームページで公開する等、今後も充立して改定内容等が自治体の担当者に分かるよう周知している。</p> <p>引き続き、自治体の条例改訂に係る事務負担等に配慮しつつ、可能な限り早期に公示ができるよう取り組んでまいりたい。</p>	-	<p>【全国知事会】</p> <p>地域の実情に応じた施設の設置等を行うため、条例に基準の内容が委任される参酌基準の制定における検討が行われ、厚生労働省のためには必要であると考えております。</p> <p>一方で、基準令の内容を各自治体の条例に反映させることは重要であると考えており、厚生労働省としては、自治体の条例改訂スケジュールを考慮し、改正の前の1月までに開催される障害福祉サービス等暫時改定検討チームの開催毎に、改定に係る障害者等を説明した資料等を厚生労働省ホームページで公開する等、今後も充立して改定内容等が自治体の担当者に分かるよう周知している。</p> <p>引き続き、自治体の条例改訂に係る事務負担等に配慮しつつ、可能な限り早期に公示ができるよう取り組んでまいりたい。</p>		<p>基準令の改正については、その改正内容の検討等に時間を要すること、また、次年度の予算案と合わせて、あくまで予算編成過程にて検討するべきであるから、例年1月頃の公示となります。まことにこの通りです。</p> <p>一方で、基準令の内容を各自治体の条例に反映させることは重要であると考えており、厚生労働省としては、自治体の条例改訂スケジュールを考慮し、改正の前の1月までに開催される障害福祉サービス等暫時改定検討チームの開催毎に、改定に係る障害者等を説明した資料等を厚生労働省ホームページで公開する等、今後も充立して改定内容等が自治体の担当者に分かるよう周知している。</p> <p>引き続き、自治体の条例改訂に係る事務負担等に配慮しつつ、可能な限り早期に公示ができるよう取り組んでまいりたい。</p>

厚生労働省 各府省からの第2次回答

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
85	「支給認定の適切な判定などに支障が生じる可能性も考えられる」とのことであるが、我々としては、そのような支障はないものと考えている。また、仮に検討する場合には、申請者から同一性障害の方への配慮に欠けるとの指摘を受けていること、精神障害者保健福祉手帳については、既に世別の記載がなされていることを踏まえ、できる限り早期に検討結果を出していただきたい。ついては、まずは検討時期や検討方法を明示していただきたい。	-	【幹事会】 「支給認定への適切な判定などに支障が生じる可能性」とはどのようなことなのか具体的に示してください。 【全国市長会】 「公立医療機関（精神通院医療）の申請書及び受給者証への記載について、その必要性が明らかでなく、支給認定の適切な判定などに支障が生じる可能性は考え方について。 精神障害者保健福祉手帳について、性別・性愛の方への配慮の観点から、平成24年度より性別の記載が廃止されているところがあり、自己立候医療費についても、申請者の精神的苦痛等の経験を認めたうえで記載の早朝をを要請する。	-	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める 【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。		申請書類の性別の記載を廃除することについては、支給認定の適切な判定などに支障が生じる可能性も考えられることから、各地方公共団体の意見も踏まえ、判断への影響等について整理の上、当該記載の削除が適切か否かを慎重に検討してまいりたい。
86	この提案の限りにおいては、訓練施設の長い証明の必要性を見直すように求めているわけではなく、証明書に記載される名前と訓練施設の名称が一致するに変更することにより、業務上の削減と費用削減を図るため、改めて訓練施設の名前を記載しようとするものである。(提案の旨が正確に記載されると、必ずしも記載がなされてしまうと思われる)。 受講・通所等における訓練施設の長(証明者)について、「姓氏名」記載していることを「職名」のみとするなどの具体的な支障について説かなく、特段、支障もないと想定されることから「職名」のみの記載とするよう、改変、検討いただきたい。	-	【福島県】 「公用事業訓練等受講書・通所届(雇用保険法施行規則様式第12号)、公用事業訓練等受講証明書(雇用保険法施行規則様式第15号)について、適正な支給に関するか、制度存続が維持する職業能力開発校の長いものについても紙面に記載を行った上で公用事業訓練等の施設の長い姓氏名欄に「公用事業訓練等の施設名」、施設の長い姓氏名及び公印の押印を行っており、本件はそのうちの「施設の長い姓氏名」の記載を省略することについて検討すること。	-	【全国知事会】 訓練施設の長い証明を必要としているものであり、要望に沿った措置は困難であるとの回答であったが、本件は訓練施設の長い姓氏名のものについて省略を実現しているものではない。 改めて、様式のうら「施設の長い姓氏名」の記載を不要とするよう、本年度中に雇用保険法施行規則の改正を行なう。		公用事業訓練等受講書・通所届(雇用保険法施行規則様式第12号)、公用事業訓練等受講証明書(雇用保険法施行規則様式第15号)に係る姓氏名記載欄については、御指摘を踏まえ、職業能力開発校等の施設は「氏名」の記載を不要とするよう、本年度中に雇用保険法施行規則の改正を行なう。
87	ご指摘のとおり、医療・介護・生活・就労等の事務へは明確に該当しておりながら、証明事務に伴う複数種類の区分について、特に医療専門家がない。 また、通所届においては、認定内面に交通機関でしか証明できないような内容も含まれている。証明事務に伴う添付書類は、認定内面に交通機関でしか証明できないような内容も含まれている。 これらは、認定内面に記載する項目を複数種類に分けて、高度な個人情報が含まれる書類等を扱う機関など、この事務を実施するに際しての根拠や基準を明確化するとともに、回答において具体的な明確化の方法をお示しいただきたい。	-	-	-	【全国知事会】 書類の義務付けに当たっては法律または政令によるべきであり、訓練施設の長が証明事務を行うことを義務付ける場合には、法令により根拠を明らかにすること。		御指摘を踏まえ、証明事務に関する根拠等の明確化を行う。具体的には、今年度中に雇用保険法施行規則の改正により措置することを検討する。

厚生労働省 各府省からの第2次回答

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	
	見解	補足資料	見解	補足資料				
88	<p>まず、「通所経路等」については、当該訓練施設しか的確に把握できないとの指摘があるが、訓練施設の認定の内容にかかる出発地、目的地等に基づいて、公共職業安定所長が認定した経路により、手当が支給されている現状では、経路についての職業能力開発校の責めの認明は不要である。次に提出せられた被扶養者が公共職業安定所に本筋出を直接提出することで届出内容の正確性を担保できなくなるとの指摘については、通所経路の認定が必要なのは、日々出発地、目的地等の情報である。このため、申請證明書の書き方も記載ができる、かつ、受講證明書の証明は行うのであるから、訓練施設の責めの認明である。(現に、訓練場所の変更については、通所届の書き欄に目的地・住所を記載している)。</p> <p>そのため、受講證明書に付加的形式により訓練場所の変更等訓練施設の長い証明することと、通所届における訓練施設の長い証明を廃止することとでも、支障が生じることは想定できない。</p> <p>また、「受給資格者にとっても訓練期間中に公共職業安定所に提出することとなり、訓練の妨げになるとの指摘について、現状では雇用保険受給資格者からの書類提出を郵送等でも受け付けていることから、公共職業安定所が通所届を直接受け付けるに当たり、取扱い出頭を求める必要はないと思われ、郵送等による方法をとるべき良いと考えられる。</p>	-	<p>【福島県】</p> <p>通所経路等についての的確な把握は公共職業安定所長でも行える確認行為であると考えられる。また、受給資格者が公共職業安定所に本筋出を直接提出することで届出内容の正確性を担保できなくなるとの指摘については、通所経路の認定が必要なのは、日々出発地、目的地等の情報である。このため、申請證明書の書き方も記載ができる、かつ、受講證明書の証明は行うのであるから、訓練施設の責めの認明である。(現に、訓練場所の変更については、通所届の書き欄に目的地・住所を記載している)。</p> <p>そのため、受講證明書に付加的形式により訓練場所の変更等訓練施設の長い証明することと、通所届における訓練施設の長い証明を廃止することとでも、支障が生じることは想定できない。</p> <p>また、「受給資格者にとっても訓練期間中に公共職業安定所に提出することとなり、訓練の妨げになるとの指摘について、現状では雇用保険受給資格者からの書類提出を郵送等でも受け付けていることから、公共職業安定所が通所届を直接受け付けるに当たり、取扱い出頭を求める必要はないと思われ、郵送等による方法をとるべき良いと考えられる。</p>	-	<p>【全国知事会】</p> <p>事務の義務付けに当たっては法律または政令によるべきであり、訓練施設の長い証明事務を行うことを義務付ける場合には、法令により根拠を明らかにすること。</p>			<p>公共職業訓練等受講課題・通所届(雇用保険法施行規則様式第12種)について、訓練実施場所は当該訓練等施設しか通所に把握できないため、施設長の証明を求めているものである。</p> <p>このため、厚生労働省としては、同様式(2)(2)区間(最終目的地)のみを証明して頂ければよいと考えております。後、様式変更等により、その旨を明記化していただきたいと考えている。具体的には、今年度中に雇用保険法施行規則の改正により措置することを検討するとして検討する予定です。</p>
101	<p>自立支援医療(精神通院医療)の支給認定に係る所得確認の事務については、市町村を経由する事務であることから、複数の一部市町村で移譲することにより複数の事務を実施することができる、住民サービスの向上につながると考えられるため、早急な対応をお願いしたい。</p>	-	<p>【静岡県】</p> <p>県内で統一した取り扱いを速やかに行うため、申請者の所得区分の審査に係る事務を市町村の事務として法令上に指定していただくよう、引き続き要望する。</p>	-	<p>【全国知事会】</p> <p>受給資格者・自己支援医療(精神通院医療)の支給認定事務のうち、申請者の所得区分の確認事務の移譲の前提としてマイナバーの活用を求めていたが、マイナバーの利用範囲の拡大について、は精神疾患や目的別などの危険性を十分に検討した上で、他の行政分野や民間における利用が早期に実現するよう、戸籍や不動産登記などの情報をはじめ聖域を設けることなく後方を進まなく、検討に当たっては、地方側と十分に協議すること。</p> <p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>		<p>【内閣府】</p> <p>各府省が所管する自立支援医療(精神通院医療)の支給認定に関する事務の権限移譲に関する検討課題であり、内閣府として認可可能な事項など。</p> <p>【厚生労働省】</p> <p>自立支援医療(精神通院医療)の支給認定に関する事務のうち、申請書の所得区分の審査に係る事務を市町村の事務として一律に法令上に規定することについては、これにより影響を受ける各地方公共団体の意見を十分に尊重しながら、検討してまいりたい。</p>	
111	<p>市町村立の公的運営型認定などを組み合わせた認定手続きについて、都道府県知事が市町村への認定を組み合わせて行なう場合などは、自治体向けFAQの開設等以外の認定ごとに認定した結果であることを記載するなど、法の趣旨を説明していただきたい。</p>	-	-	-	<p>【全国知事会】</p> <p>所管事務は実行制度上協議が不要との見解を示しているが、その法令上の根拠を明らかにするとともに、各地方自治体に対して十分周知することが必要である。</p> <p>【全国市長会】</p> <p>所管者からの回答が「協議は不要である」となっているが、多くの団体から提案があることから、周知を徹底すること。</p>		<p>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第六項における認定事務と市町村との協議の形態について、自治体向けFAQ等において、周知徹底を図っていく予定である。</p>	

厚生労働省 各府省からの第2次回答

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
112	保育所から幼稚園運営認定子ども園へ移行するにあたって、支給認定された保育の必要な子どもを預かるという、目的が保育所の施設別移行であることに加え、幼保連携型認定子ども園化の推進で「子育て支援新制度における子育て援助の充実」、「利用者ニーズへの適応力」「児童の発達的・精神的・社会的要素も考慮していることから、「必要な範囲」とする資源の考え方について御参考ください。	【福島県】 そもそも保育所としての機能を幼保連携型認定子ども園は併せ持つており、引き継いで教育・保育を提供していくものでもあるので、財産処分を不要としていただきたい。	—	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	—	保育所から幼稚園運営認定子ども園へ移行する際の財産処分の手続きにおいては、添付資料として対象施設の図面、写真、国庫補助金交付決定通知書及び決算通知書の写し(保管されていない場合は交付額を確認できる決算書でも可)等が必要としている。 現行の制度では、保育所の施設別移行時、いかなる国庫補助金の交付を受けた事業であるか等の検査を行ううえで必要最低限の資料であると考えており、引き続き、当該手続きに関しては、参考資料の添付にご協力くださいと考えている。 なお、現在お届けしている添付書類のうち、写真に関しては、その必要性の観点から添付を省略することを検討する。	各府省から第2次回答
113	市町村における事務負担率について、必ず決算書提出以外の加算や調整等の事務はすでに内し削減も済んで、ところが、こちちは都道府県の体制が整っていない市町村が整っていないとの考えは合はらないと考えるが、そう判断される根拠をお示しいただきたい。	—	—	【全国市長会】 特異問題ある市町村に新たな事務負担が発生する可能性があることから、手擧げ方式とすることを含めた検討を求める。	—	1次回答にもあるように、知恵改善等加算の認定については、他の加算と異なり、職員紹介に直接関係なく扱われるものであり、慎重な対応が求められることなどから、都道府県・政令市を認定検査としている。 提案団体管内の市町村の約7割からは異同を得られていないことから直ちに全市町村に権限を譲渡することは慎重に検討する必要がある。 全国市長会がいかにいたむる手擧げ方式という御意見も踏まえ、認定要件や様式の変更なる検査化とさせて検討してまいりたい。	各府省から第2次回答

厚生労働省 各府省からの第2次回答

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答		
	見解	補足資料	見解	補足資料					
114	保育士等キャリアアップ研修については、厚生労働省雇用均等・児童家庭施設保健課から「保育士等キャリアアップ研修の実施について」(平成29年4月1日付厚生労働省雇用均等・児童家庭施設保健課通知)により、「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)が地域方針(昭和26年 年度法律第67号)第22条の第1項に規定する技術的助言として発出されていること。研修修了評議についても「ガイドライン」の「4 研修修了の評議」において、「研修修了の評議には、研修修了の評議を認める旨の點から、適正に行われる必要があります。15時間以上研修修了した者は、研修修了の評議を認める旨の点から、適正に行われる必要があります。15時間以上研修修了した者は、研修修了の評議を認める旨の点から、適正に行われる必要があります。」と記載していることを確認することができるところ。 「通信教材やラーニング、ビデオ学習等(以下「通信教材等」という。)による受講者においては、この評議の実施は、研修修了の評議を認める旨の点から、適正に行われる必要があります。」と記載しているものであれば、厚生労働省としましては、通信教材等における受講登録等についても、通信教材等における受講登録等について、ガイドライン等による技術的助言を発出されたい。	-	-	-	【全国知事会】 所管府省からの回答が「対応済み」となっているが、根拠を明らかにして十分な周知を行うべきである。 【全国市長会】 所管省からの回答が「対応済み」となっているが、多くの団体から提案があることから、周知を徹底すること。 平成29年4月1日付け薬更保第0401第1号「保育士等キャリアアップ研修の実施について」において、保育士等キャリアアップ研修を「ラーニングで実施すること」と記しては規定していない。しかし、その実施について、様々な課題があると認識しており、今後、委託事業である保育士等キャリアアップ研修を「ラーニングで実施する方法等」の実証研究を実施するなどして、都道府県が「ラーニングによる研修を実施する原団に参考となるような教科書を作成して、不正防止策についても調査研究を取り組む。 また、研修修了評議を認める旨の点から、適正に行われる必要があります。」と記載していることを確認することができるところ。 「通信教材やラーニング、ビデオ学習等(以下「通信教材等」という。)による受講者においては、この評議の実施は、研修修了の評議を認める旨の点から、適正に行われる必要があります。」と記載しているものであれば、厚生労働省としましては、通信教材等における受講登録等についても、通信教材等における受講登録等について、ガイドライン等による技術的助言を発出されたい。	【全国知事会】 所管府省からの回答が「対応済み」となっているが、根拠を明らかにして十分な周知を行うべきである。 【全国市長会】 所管省からの回答が「対応済み」となっているが、多くの団体から提案があることから、周知を徹底すること。 平成29年4月1日付け薬更保第0401第1号「保育士等キャリアアップ研修の実施について」において、保育士等キャリアアップ研修を「ラーニングで実施すること」と記しては規定していない。しかし、その実施について、様々な課題があると認識しており、今後、委託事業である保育士等キャリアアップ研修を「ラーニングで実施する方法等」の実証研究を実施するなどして、都道府県が「ラーニングによる研修を実施する原団に参考となるような教科書を作成して、不正防止策についても調査研究を行正在いるところ。 また、研修修了評議を認める旨の点から、適正に行われる必要があります。」と記載していることを確認することができるところ。 「通信教材やラーニング、ビデオ学習等(以下「通信教材等」という。)による受講者においては、この評議の実施は、研修修了の評議を認める旨の点から、適正に行われる必要があります。」と記載しているものであれば、厚生労働省としましては、通信教材等における受講登録等についても、通信教材等における受講登録等について、ガイドライン等による技術的助言を発出されたい。	【全国知事会】 所管府省からの回答が「対応済み」となっているが、根拠を明らかにして十分な周知を行うべきである。 【全国市長会】 所管省からの回答が「対応済み」となっているが、多くの団体から提案があることから、周知を徹底すること。 平成29年4月1日付け薬更保第0401第1号「保育士等キャリアアップ研修の実施について」において、保育士等キャリアアップ研修を「ラーニングで実施すること」と記しては規定していない。しかし、その実施について、様々な課題があると認識しており、今後、委託事業である保育士等キャリアアップ研修を「ラーニングで実施する方法等」の実証研究を実施するなどして、都道府県が「ラーニングによる研修を実施する原団に参考となるような教科書を作成して、不正防止策についても調査研究を行正在いるところ。 また、研修修了評議を認める旨の点から、適正に行われる必要があります。」と記載していることを確認することができるところ。 「通信教材やラーニング、ビデオ学習等(以下「通信教材等」という。)による受講者においては、この評議の実施は、研修修了の評議を認める旨の点から、適正に行われる必要があります。」と記載しているものであれば、厚生労働省としましては、通信教材等における受講登録等についても、通信教材等における受講登録等について、ガイドライン等による技術的助言を発出されたい。	【全国知事会】 所管府省からの回答が「対応済み」となっているが、根拠を明らかにして十分な周知を行うべきである。 【全国市長会】 所管省からの回答が「対応済み」となっているが、多くの団体から提案があることから、周知を徹底すること。 平成29年4月1日付け薬更保第0401第1号「保育士等キャリアアップ研修の実施について」において、保育士等キャリアアップ研修を「ラーニングで実施すること」と記しては規定していない。しかし、その実施について、様々な課題があると認識しており、今後、委託事業である保育士等キャリアアップ研修を「ラーニングで実施する方法等」の実証研究を実施するなどして、都道府県が「ラーニングによる研修を実施する原団に参考となるような教科書を作成して、不正防止策についても調査研究を行正在いるところ。 また、研修修了評議を認める旨の点から、適正に行われる必要があります。」と記載していることを確認することができるところ。 「通信教材やラーニング、ビデオ学習等(以下「通信教材等」という。)による受講者においては、この評議の実施は、研修修了の評議を認める旨の点から、適正に行われる必要があります。」と記載しているものであれば、厚生労働省としましては、通信教材等における受講登録等についても、通信教材等における受講登録等について、ガイドライン等による技術的助言を発出されたい。	【全国知事会】 所管府省からの回答が「対応済み」となっているが、根拠を明らかにして十分な周知を行うべきである。 【全国市長会】 所管省からの回答が「対応済み」となっているが、多くの団体から提案があることから、周知を徹底すること。 平成29年4月1日付け薬更保第0401第1号「保育士等キャリアアップ研修の実施について」において、保育士等キャリアアップ研修を「ラーニングで実施すること」と記しては規定していない。しかし、その実施について、様々な課題があると認識しており、今後、委託事業である保育士等キャリアアップ研修を「ラーニングで実施する方法等」の実証研究を実施するなどして、都道府県が「ラーニングによる研修を実施する原団に参考となるような教科書を作成して、不正防止策についても調査研究を行正在いるところ。 また、研修修了評議を認める旨の点から、適正に行われる必要があります。」と記載していることを確認することができるところ。 「通信教材やラーニング、ビデオ学習等(以下「通信教材等」という。)による受講者においては、この評議の実施は、研修修了の評議を認める旨の点から、適正に行われる必要があります。」と記載しているものであれば、厚生労働省としましては、通信教材等における受講登録等についても、通信教材等における受講登録等について、ガイドライン等による技術的助言を発出されたい。
130	児童養護施設では保育士及び看護専門の有資格者の確保に注力しており、人員配置は大きな問題である。本県も含め、現行している自治体の保育士等キャリアアップ研修の改善をできないために、例えば空きがあっても入所受け入れができるない等、深刻な支障事例が出ており、現場は待ったなしの状態である。 厚生労働省からの回答に「関係官体等の意見を踏まえながら」はあるが、当時の児童養護施設の現状では、児童の立派な施設運営をしていて、現状の児童の立派な施設運営をしてできるうちはいい。じとの點が多數出ており、自治体や施設(現施設)の意向が押さえられてはいるので、現実の課題を解決すべく、幼稚園教諭の配置が実現可能とするための検討を早急に行い、早期の改正をお願いしたい。	-	-	-	【全国知事会】 「保育士等キャリアアップ研修」については、条例の内容を実質的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限られるべきものとの地方分権改革基本委員会第3次勧告の趣旨を踏まえ、参照すべき基本法等へ移行すべきである。 なお、「従うべき基準」の要望は、サービス水準の切り下げや国の政策目的を優越する地方自治体の現状ではない。現状の児童の立派な施設運営をしていて、現状の児童の立派な施設運営ができるうちはいい。じとの點が多數出ており、自治体や施設(現施設)の意向が押さえられてはいるので、現実の課題を解決すべく、幼稚園教諭の配置が実現可能とするための検討を早急に行い、早期の改正をお願いしたい。	○ 保育所、介護老人福祉施設等では、保育士の配置基準の弾力化により、分担割合を保育士1人に対する介護職員の割合を1人未満とすることが認められており、児童養護施設においても介護職員配置は児童を1人未満にすることによっては、児童指導員の職務を踏まえても、同様の弾力化を図り、人材の有効活用を認めなければいけない。 ○ 児童指導員の資格要件には、小学校、中学校、高等学校等の教諭資格が含まれているが、これらは資格保有者と同様、幼稚園教諭の資格保有者についても、子どもの養育の中心的役割を十分に担うことができるのではないか。 ○ 厚生省より認定された施設等では、児童の立派な施設運営をしてできるうちはいい。じとの點が多數出ており、自治体や施設(現施設)の意向が押さえられてはいるので、現実の課題を解決すべく、幼稚園教諭の配置が実現可能とするための検討を早急に行い、早期の改正をお願いしたい。	平成29年4月1日付け薬更保第0401第1号「保育士等キャリアアップ研修の実施について」において、保育士等キャリアアップ研修を「ラーニングで実施すること」と記しては規定していない。しかし、その実施について、様々な課題があると認識しており、今後、委託事業である保育士等キャリアアップ研修を「ラーニングで実施する方法等」の実証研究を実施するなどして、都道府県が「ラーニングによる研修を実施する原団に参考となるような教科書を作成して、不正防止策についても調査研究を行正在いるところ。 また、研修修了評議を認める旨の点から、適正に行われる必要があります。」と記載していることを確認することができるところ。 「通信教材やラーニング、ビデオ学習等(以下「通信教材等」という。)による受講者においては、この評議の実施は、研修修了の評議を認める旨の点から、適正に行われる必要があります。」と記載しているものであれば、厚生労働省としましては、通信教材等における受講登録等についても、通信教材等における受講登録等について、ガイドライン等による技術的助言を発出されたい。		

厚生労働省 各府省からの第2次回答

厚生労働省 各府省からの第2次回答

厚生労働省 各府省からの第2次回答

厚生労働省 各府省からの第2次回答

厚生労働省 各府省からの第2次回答

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
207	申請者が自身の個人情報を記載することを強い場合は、個別且つ複数、記載して差支えないことになつてはいるものの、その件数が多く、業務的負担が大きくなつてること、さらに、各届の再交付申請については、情報送付が想定されないことを考慮していただき、記入の義務付けの廃止及び記入欄の廃止を検討いただきたい旨。	-	-	-	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意向及び関係省の回答が踏まえ適切な対応を求める。	○ 内閣府(番号制度担当室)において、 ・郵便局のマイナンバー利用では「ワンオーナー原則」にのっとり、申告者の主たる手帳と併せて提出され、又は申告者の後に開通して提出される考え方もある一部の申請書類・届出書に之にはマイナンバーの記入を廃止しているところ、社会保障審査分野のマイナンバー利用でも「ワンオーナー原則」に沿うるところではないとされています。社会保険庁の「マイナンバーの記入を廃止して不十分である」とから、運転免許証等の本人確認書類も必要となるが、逆に運転免許証等の本人確認書類がある場合は、必ず運転免許証の記入は不要とするべきではないか。 ○ 厚生労働省において、 ・郵便局のマイナンバー利用では「ワンオーナー原則」に沿うるところ、社会保険庁の「マイナンバーの記入を廃止して不十分である」とから、運転免許証等の本人確認書類も必要となるが、逆に運転免許証等の本人確認書類がある場合は、必ず運転免許証の記入は不要とするべきではないか。 ○ 内閣府(番号制度担当室)において、 ・郵便局のマイナンバー利用では「ワンオーナー原則」にのっとり、申告者の主たる手帳と併せて提出され、又は申告者の後に開通して提出される考え方もある一部の申請書類・届出書に之にはマイナンバーの記入を廃止しているところ、社会保険庁の「マイナンバーの記入を廃止して不十分である」とから、運転免許証等の本人確認書類も必要となるが、逆に運転免許証等の本人確認書類がある場合は、必ず運転免許証の記入は不要とするべきではないか。 ・通知カードだけではなくすむしを防止です、発行手続の本人確認手段として不十分であるところ、運転免許証等の本人確認書類も必要となるが、逆に運転免許証等の本人確認書類がある場合は、必ず運転免許証の記入を廃止するべきではないか。 ○ 厚生労働省において、 ・郵便局のマイナンバー利用では「ワンオーナー原則」に沿うるところ、社会保険庁の「マイナンバーの記入を廃止して不十分である」とから、運転免許証等の本人確認書類も必要となるが、逆に運転免許証等の本人確認書類がある場合は、必ず運転免許証の記入は不要とするべきではないか。 ○ 内閣府(番号制度担当室)において、 ・郵便局のマイナンバー利用では「ワンオーナー原則」にのっとり、申告者の主たる手帳と併せて提出され、又は申告者の後に開通して提出される考え方もある一部の申請書類・届出書に之にはマイナンバーの記入を廃止しているところ、社会保険庁の「マイナンバーの記入を廃止するべきものである」。一方で、各届の再交付の手帳については、給付や本人情報の変更ではないと等を勘案すると、マイナンバーの記載がない場合であっても、マイナンバーによる場合と同程度に個人を識別・特定できる場合にのみ、再交付の手帳を受け付けることは可能であると考えられる。 このため、各届の再交付の申請について、マイナンバー制度と同様の本人確認を法令上担保とすることで、個人を識別・特定することができる場合は、再交付の手帳を受け付けることが可能となる。 ・後期結果に基づく具体的な措置のスケジュール等については、事務処理に支障がないよう、地方公共団体における運用の実態等も踏まえつつ、実施してまいります。	O小額保険制度について、関係省とも協議した結果、次のとおり検討している。 ・マイナンバーが登録・社会保険共通の個人確認書類として導入されている趣旨からすれば、個人を識別・特定(本人確認)するために、原則として、申請書にはマイナンバーが記載されるべきものである。 一方で、各届の再交付の手帳については、給付や本人情報の変更ではないと等を勘案すると、マイナンバーの記載がない場合であっても、マイナンバーによる場合と同程度に個人を識別・特定できる場合にのみ、再交付の手帳を受け付けることが可能であると考えられる。 このため、各届の再交付の申請について、マイナンバー制度と同様の本人確認を法令上担保とすることで、個人を識別・特定することができる場合は、再交付の手帳を受け付けることが可能となる。 ・後期結果に基づく具体的な措置のスケジュール等については、事務処理に支障がないよう、地方公共団体における運用の実態等も踏まえつつ、実施してまいります。
208	各届の再交付の申請については、情報連携が想定されないことを考慮していただき、記入の義務付けの廃止及び記入欄の廃止を検討いただきたい。	-	-	-	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○ 内閣府(番号制度担当室)において、 ・郵便局のマイナンバー利用では「ワンオーナー原則」にのっとり、申告者の主たる手帳と併せて提出され、又は申告者の後に開通して提出される考え方もある一部の申請書類・届出書に之にはマイナンバーの記入を廃止しているところ、社会保険庁の「マイナンバーの記入を廃止するべきものである」。一方で、各届の再交付の手帳については、給付や本人情報の変更ではないと等を勘案すると、マイナンバーの記載がない場合であっても、マイナンバーによる場合と同程度に個人を識別・特定(本人確認)できる場合には、再交付の手帳を受け付けることは可能であると考えられる。 このため、各届の再交付の申請について、マイナンバー制度と同様の本人確認を法令上担保とすることで、個人を識別・特定することができる場合は、再交付の手帳を受け付けることが可能となる。 ・後期結果に基づく具体的な措置のスケジュール等については、事務処理に支障がないよう、地方公共団体における運用の実態等も踏まえつつ、実施してまいります。	O国民健康保険制度については、関係省とも協議した結果、次のとおり検討している。 ・マイナンバーが登録・社会保険共通の個人確認書類として導入されている趣旨からすれば、個人を識別・特定(本人確認)するために、原則として、申請書にはマイナンバーが記載されるべきものである。 一方で、各届の再交付の手帳については、給付や本人情報の変更ではないと等を勘案すると、マイナンバーの記載がない場合であっても、マイナンバーによる場合と同程度に個人を識別・特定(本人確認)できる場合には、再交付の手帳を受け付けることは可能であると考えられる。 このため、各届の再交付の申請について、マイナンバー制度と同様の本人確認を法令上担保とすることで、個人を識別・特定することができる場合は、再交付の手帳を受け付けることが可能となる。 ・後期結果に基づく具体的な措置のスケジュール等については、事務処理に支障がないよう、地方公共団体における運用の実態等も踏まえつつ、実施してまいります。

厚生労働省 各府省からの第2次回答

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	各府省からの第1次回答	
	区分	分野									支障事例		
209	日 地方に対する規制級和	医療・福祉	障がい者支援事業における証の再交付申請への個人番号記載の義務付け廃止	紛失や破損等による自立支援権者手帳、精神障害者手帳者又は身体障害者手帳、精神障害者手帳者又は身体障害者手帳の再交付申請への個人番号記載の義務付け廃止	[結果]個人番号を入力するために、本人確認や受任状の確認等の業務があるが、個人番号の記載や確認しないことにより、時間が短縮され、範囲的に受給権者手帳の再交付申請の際にスムーズに手続きが進む。また、時間の短縮により市役所サービスの受取時間が短縮される。従って、個人番号記載の義務付け廃止により、個人番号記載の必要性を市民に対して説明する必要はない。また、個人番号記載の義務付け廃止により、個人番号記載の必要性を市民に対して説明する必要はない。申請時に個人番号記載の義務付け廃止による個人番号記載の義務付けを廃止していただきたい。	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に係る規則	内閣府、厚生労働省	各務原市	04障害者手帳記載事項証明書 再交付申請書.pdf 05自立支援権者受給者証、障害介護費受給者証の本文申請書 06障害者手帳再交付申請書.pdf 07身体障害者手帳申請書.pdf 08障害者受給者証再交付申請書.pdf	元城崎、浪江町、川崎市、大和市、阿南市、高知市、高知県、佐用町、佐用郡、佐伯市、今治市、本市、大分県	○紛失や破損等による自立支援権者手帳や身体障害者手帳、精神障害者手帳の再交付申請については、受給者登録の汚損、滅失等により申請者が再交付申請時にいて、個人番号を記載する必要があります。そのため、個人番号記載の必要性を市民に対して説明する必要はない。また、個人番号記載の必要性を市民に対して説明する必要はない。申請時に個人番号記載の義務付けを廃止していただきたい。	○紛失や破損等による自立支援権者手帳や身体障害者手帳、精神障害者手帳の再交付申請については、受給者登録の汚損、滅失等により申請者が再交付申請時にいて、個人番号を記載する必要があります。そのため、個人番号記載の必要性を市民に対して説明する必要はない。また、個人番号記載の必要性を市民に対して説明する必要はない。申請時に個人番号記載の義務付けを廃止していただきたい。	[内閣府]まず、厚生労働省において、提案の事務の処理におけるマイナンバー利用の必要性を検討・整理した上で、同様に連携し検討する。
210	日 地方に対する規制級和	医療・福祉	育児休業等の期間延長にかかる要件緩和	現に育児休業の取得及び育児休業給付金の受給の期間については、育児休業の期間は原則として1年とされていますが、育児休業の期間を延長する場合は、原則として1年とされていますが、育児休業料、入所保育滞在料の請求出でなくとも育児休業等の延長が可能になります。また、申込先認定や利用保留児童数等の正確な情報把握が可能になります。また、申込先認定や利用保留児童数等の正確な情報把握が可能になります。	保護者と自治体の事務的負担が軽減されるとともに、公平な利用調整が可能となり、保護者・児童の利益が守られる。 また、申込先認定や利用保留児童数等の正確な情報把握が可能になります。 「(省略)」前面の実施が行かない場合にされ、実施上にこの要件の緩和が可能になります。また、申込先認定や利用保留児童数等の正確な情報把握が可能になります。 現に育児休業の取得及び育児休業給付金の受給の期間については、育児休業の期間を延長する場合は、原則として1年とされていますが、育児休業料、入所保育滞在料の請求出でなくとも育児休業等の延長が可能になります。また、申込先認定や利用保留児童数等の正確な情報把握が可能になります。	雇用保険法第61条の4、雇用保険料の計算に関する規定 第1号、第2号の1の内 3第1号、第3号、介護休業法第5条第3項 第2号、育児休業・介護休業等の規則第6条第1項	厚生労働省	大阪府、阪 神地区、第 3四国 地区、兵 庫 県、神 戸 市、和 歌山 県、奈 良 県、大 阪府、關 西地区、池 田市、秋 方市、八 尾市、富 田林 市、岸 和田市、寺 市、島本町、新 野市、松浦市、高 崎市	福岡市、花隈 町、仙台市、 仙台市、 第三 地区、 市、兵庫 県、神戸 市、和歌山 县、奈良 县、大阪府、關 西地区、池 田市、秋 方市、八 尾市、富 田林 市、岸 和田市、寺 市、島本町、新 野市、松浦市、高 崎市	○育児休業・給付は原則として1歳に達するまで取得・受取しができるが、後援園に入れない場合等では、最大2歳に達するまで延長可能。この延長措置は、面倒に操作したりともかくわざわざ保育園に入所せず、不本意な離職に至ることを防ぐ手段として選択しているもの。 ○保育園に入所せず、不本意な離職に至ることを防ぐ手段として選択しているもの。 ○保育園に入所しない場合は、保育園の提出を求めていたが、これは、給付の受給条件を満たすか否かの確認を行う上で必要と認識しており、提出を不要とすることは困難である。	[内閣府]現に育児休業の取得及び育児休業給付金の受給の期間については、育児休業の期間は原則として1年とされていますが、育児休業料、入所保育滞在料の請求出でなくとも育児休業等の延長が可能になります。また、申込先認定や利用保留児童数等の正確な情報把握が可能になります。 「(省略)」前面の実施が行かない場合にされ、実施上にこの要件の緩和が可能になります。また、申込先認定や利用保留児童数等の正確な情報把握が可能になります。 現に育児休業の取得及び育児休業給付金の受給の期間については、育児休業の期間を延長する場合は、原則として1年とされていますが、育児休業料、入所保育滞在料の請求出でなくとも育児休業等の延長が可能になります。また、申込先認定や利用保留児童数等の正確な情報把握が可能になります。		

厚生労働省 各府省からの第2次回答

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
211	本提案について、保育士等の勤務環境改善につながると考えており、共同保育が可能である旨を示していただいたことは、本市提案の趣旨を理解いただいたものと考えている。ただし、お盆や年末年始は、保育所等の利用児童が少ない場合、各自治体の判断により共同保育が実現する場合もあることを認識している。また、朝夕等の児童が少ないとされる時間帯においても共同保育は動員と難航できるのか、また、地域型保育事業の利用児童を複数名に設定する場合など、実現する場合があることをうなづく。現在は実施できないとしている自治体がある場合で検討課題に認めたものであれば、施設ごとに利用児童数などを踏まえて、各施設に対して給付費を支払うという、子ども・子育て支援新制度の機能が発揮ぐことになるため、考え方の整理が必要ではないか。 以上の見解を踏まえ、認めた際には、共同保育は認められないという回答をいたねいでいることとする。児童福祉事業の運営や養育労働者の過去の通知にも共同保育についての規定が確認できなかったこともあるので、共同保育が可能であることの根拠やその範囲等について通知等で明確化していただきたい。	【仙台市】 土曜日以外でも利用児童が少ない場合に共同保育が可能であるとの根拠となる資料(通知等)をご示しいただきました。特段無い場合は、お盆や年末年始等により、土曜日以外でも共同保育が可能であることを認識している。また、朝夕等の児童が少ないとされる時間帯においても共同保育は動員と難航できるのか、また、地域型保育事業の利用児童を複数名に設定する場合など、実現する場合があることをうなづく。現在は実施できないとしている自治体がある場合で検討課題に認めたものであれば、施設ごとに利用児童数などを踏まえて、各施設に対して給付費を支払うという、子ども・子育て支援新制度の機能が発揮ぐことになるため、考え方の整理が必要ではないか。 以上の見解を踏まえ、認めた際には、共同保育は認められないという回答をいたねいでいることとする。児童福祉事業の運営や養育労働者の過去の通知にも共同保育についての規定が確認できなかったことがあるので、共同保育が可能であることの根拠やその範囲等について通知等で明確化していただきたい。	-	【全国知事会】 所管府省からの回答が「対応済み」となっているが、根拠を明らかにして十分な周知を行うべきであることを示して顶いた。特段無い場合は、お盆や年末年始等、保育所等の利用児童が少ない場合に各自治体の判断で共同保育が実施可能であることが示されたところ、提案団体をはじめ自治体では必ずしもその旨が認識されていないため、周知・明確化していただきたい。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。 なお、所管省からの回答が「既行規定により対応可能」となっているが、十分な周知を行うこと。	O 第1次回答では、お盆や年末年始等、保育所等の利用児童が少ない場合に、近隣の保育所等が連携し、1か所の保育所等で共同保育することが、保育士等の勤務環境改善につながるものであり、各区市町村での判断により、実施することができる旨について、自治体に周知等を行ってまいりたい。	お盆や年末年始等、保育所等の利用児童が少ない場合に、近隣の保育所等が連携し、1か所の保育所等で共同保育することが、保育士等の勤務環境改善につながるものであり、各区市町村での判断により、実施することができる旨について、自治体に周知等を行ってまいりたい。	各府省からの第2次回答
221	今回の回答は、監査の実施頻度についても強調化の範囲であるということでおろしか確認したい。 提案団体としても、「保育の質」の確保・向上が求められるに越限はない。その上で、限られた人的リソースを有効に活用し、「保育の質」の確保・向上を図るために、監査の実施回数の強力化が必要、つまり年に1回の実地監査の実施」を義務づけることが、重点的に監査を実施しなければならない(施設の監査に時間を割くことができない等、むしろ「保育の質」の確保・向上を困難にするリスクがある)としている。そこで、監査を実施して毎年1回の実地監査」を行わなければ「保育の質」の確保・向上が実現できないと思うのであれば、その根拠、並びに改善した場合の具体的な支援事例を示していただきたい。	【愛知県】 回答記載の局長通知においては、「指導監査の方法については、(中略) 強力的な指導監査を行うことによる効果の発揮が求められるに越限はない。その上で、限られた人的リソースを有効に活用し、「保育の質」の確保・向上を図るために、監査の実施回数の強力化が必要、つまり年に1回の実地監査の実施」を義務づけることが、重点的に監査を実施しなければならない(施設の監査に時間を割くことができない等、むしろ「保育の質」の確保・向上を困難にするリスクがある)としている。そこで、監査を実施して毎年1回の実地監査」を行わなければ「保育の質」の確保・向上が実現できないと思うのであれば、その根拠、並びに改善した場合の具体的な支援事例を示していただきたい。	-	-	監査の実施回数については、児童福祉法施行令により、毎年1回以上、都道府県等による実地監査を行うことが義務づけられており、これを前提に、具体的な監査頻度等については各自治体の実情に応じて決定することができる。 一方、指導監査に係る事務の効率化は必要と考えており、その方策について今後、検討してまいりたい。	監査の実施回数については、児童福祉法施行令により、毎年1回以上、都道府県等による実地監査を行うことが義務づけられており、これを前提に、具体的な監査頻度等については各自治体の実情に応じて決定することができる。 一方、指導監査に係る事務の効率化は必要と考えており、その方策について今後、検討してまいりたい。	各府省からの第2次回答

厚生労働省 各府省からの第2次回答

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	
	見解	補足資料	見解	補足資料				
228	<p>現状、本市としては、現在利用している児童満3歳以上につけられた場合の受け皿が少ない連携施設の設定ができるないなどの理由でなければ、保育所型事業所内保育事業においては、満3歳以上の児童の受け入れができないものと理由としているが、当該基準は「従うべき基準」であり、厚生省の基準の通り、満3歳以上児にも連携施設が発生しているなどの理由により、新規の受入や新規設定が可能なのであれば、その旨、明確化して頂きたい。</p> <p>また、連携施設についても、特例措置の延長による対応ではなく、満3歳以上の児童の受け入れを実現する保育所型事業所内保育事業所については、満3歳以上に対する保育の継続的な提供が実現できるところから、あえて連携施設へ転換させ入る必要はない、当然に連携施設は不要であると考えている。</p> <p>地域型保育事業についても、満3歳児未満については家庭的な要請による児童の提供、満3歳以上については団体による児童教育等の提供が求められていることから、連携施設の設定は重要なが、保育所型事業所内保育事業所においては、団体による幼児教育等の提供も可能である。</p>		<p>【厚生省】</p> <p>保育所型事業所内保育事業の連携施設の確保に係る特例措置については、子ども・子育て支援法の施行後5年の見直しの中で検討するとの回答をしているが、当該基準は「従うべき基準」であり、もしくはではないが厚生省が回答している。これらのことから、各府省固有の支援事例に加えて、厚生省の基準の通り、満3歳以上児にも連携施設に拘束するものであり、国が認定するのは、真に必要な連携施設であるべきであるとの考え方を確立すべきである。厚生省固有の支援事例内保育事業における地域において3歳児の受け入れが可能となるよう明確化されたい。</p> <p>また、連携施設についても、特例措置の延長による対応ではなく、満3歳以上の児童の受け入れを実現する保育所型事業所内保育事業所については、満3歳以上に対する保育の継続的な提供が実現できるところから、あえて連携施設へ転換させ入る必要はない、当然に連携施設は不要であると考えている。</p> <p>今回の提案にとり</p> <ol style="list-style-type: none"> ①連携施設がなくて整備できる。(経過措置を除く) ②現在、連携施設を設置している保育所型事業所内保育事業の連携が必要となることで、他の地域型事業所では、連携施設を設置することができない。 ③保育所としての運営から転換する場合にかかる費用をどこで負担されることが可能か。 ④運営事業者としての運営から転換する場合にかかる費用をどこで負担される。 <p>等のメリットはあると考えている。</p>			<p>＜満3歳以上の児童の受け入れについて＞</p> <p>そもそも、厚生省の保育事業等に関する見直しにおいて、満3歳以上の児童の新規受け入れ・定員設定は法律上許可されているのか、許認可されているのであれば、どのような場合に満3歳以上の児童の利用が許可されるのか。</p> <p>（1）運営事業所からみた継続利用</p> <p>①満3歳以上の児童の新規受け入れ</p> <p>②満3歳以上の児童の定員の設定</p> <p>のそれぞれについて述べて顶けます。（1次ヒアリングのほか、国家戦略特区ワーキンググループ（平成27年1月11日等）における意見も踏まえて具体的な答弁をお願いします。）</p> <p>○ 1次ヒアリングでは、事業所内保育所を利用する児童が満3歳以上になった場合であっても一定の要件のもと引き続き利用することが可能なこと等が示されたが、</p> <p>○ 2次ヒアリングになると事業所を利用していないかった満3歳以上の児童を新たに受け入れることの可否。</p> <p>・事業所が認可専らから満3歳以上の児童の定員を割り切ることの可否についてお示されていないことから、地方公共交通の問題では割り切って満3歳以上の児童の新規受け入れを認めることとする方針である。</p> <p>提案されている利活用の名義による保育所型事業所内保育所には、通常の認可保育所と同様の設備・運営基準が課せられており、満3歳以上の児童の新規受け入れは、このままの運営基準の範囲内での運営となる可能性があること等が示されています。</p> <p>○ また、同じワーキンググループにおきあらが定員に空きがない場合</p> <p>・運営員のみ</p> <p>保護者の強い希望がある場合</p> <p>○ これまでの経験から、運営事業所を利用する児童であっても、從業員と共に、保護者の希望により満3歳以上の児童の新規受け入れを認めることとなる。この運営基準について</p> <p>○ 满3歳以上の児童の新規受け入れする保育所型事業所内保育事業所については、当然、卒園後の受け止めとしての連携施設を確保する必要はないが、最もに所要の省令改正等を行なうべきではないか。</p>		<p>事業所内保育事業においては、人口減少地域や離島、認可ごとに限らずなど満3歳以上児を受け入れるための施設の確保が困難である地域や、満3歳以上児にも連携施設が発生している地域等、現状の実態等を踏まえ、その方針について、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行後5年の見直しの中で検討してまいりたい。</p>
230	<p>平成31年度末に経過措置期間が終了すると、規定どおりの職員配定ができず、園運営に支障が生じるため、提案内容どおり対応願いたい。</p>		<p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。</p>		<p>○ 「今後、引き続き、子ども・子育て会議において経過措置を行い、その方向性を定める」という決議に基づき、保育施設等の資格要件に係る経過措置の見直しについては、地方自治体だけではなく、子ども・子育て会議においても、多くの教育・保育業界団体から意見をむき声を上げられており、延長を行なわなければ保育・教育・保育の現場及び行政において多くの支援が発生することを踏まえれば、経過措置をやめではない。</p> <p>○ 今後の議論のステータスを示すとともに、早期に経過措置を延長する旨を示すべきではないか。</p>		<p>次の子どもの子育て会議において、現状を踏まえながら、「幼稚園連携認定なども園における保育施設の資格の特例」等についての見直しの方針について議論を行う予定である。</p>	

厚生労働省 各府省からの第2次回答

厚生労働省 各府省からの第2次回答

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）	各府省からの第2次回答		
	見解	補足資料	見解	補足資料				
274	<p>(1)について</p> <p>○連携施設の確保にあたり、保育の質を担保していくことの重要性は認識している。</p> <p>○つつの項目のうち「保育内容の支援」を踏まえ連携施設は、引き続き認可保育所を中心に確保すべきである。また、「年齢後の受け皿」としての連携施設の確保に向けては、市区町村としての取り組みとして、年齢段を受入れるための連携施設の対象を増やす必要がある。しかし、幼稚園・認定こども園との連携が求められる中で、サービス水準の下げや国の方針目的を阻害する地方自治体への影響の評議ではなく、国が全国一律に決定している基準をはねて自らが決断し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施設が講じらることを達成させたものである。</p> <p>○認可保育所の運営における運営責任がない。</p> <p>○年齢後の受け皿としての連携施設は、対1ではなく、1つの家庭的保育事業者が複数の施設を運営することを前提とする保育施設については保育の質も十分担保されていると考えているため、認可保育所を中心に連携を図りつつ、第2・第3の連携先として、本件による拡充は認めることはできない。</p> <p>○年齢後の受け皿の確保において、連携施設の対象の拡充は、3歳以降も保護者が安心して働くことができる環境の整備という観点であり、保護者の安心感にもつながるのではないか。</p> <p>○(1)についての見解と(2)についての見解を踏まえたことと同様に、「年齢後の受け皿」にかかる連携施設に限って拡充することも可能ではないか。</p> <p>○なお、現行の基準(省令)では、3つの項目ごとに規定し、対象施設も共通である。しかし、それぞの趣旨が異なるため、3つの項目ごとに、対象にとができる施設を定めるよう検討してはどうか。</p>	-	-	<p>【全国知事会】</p> <p>「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設置するのは、真必要な場合に設置されるものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告の趣旨を踏まえ参照すべきである。</p> <p>○一方で、「年齢後の受け皿」としての連携施設の確保に向けては、市区町村としての取り組みとして、年齢段を受入れるための連携施設の対象を増やす必要がある。しかし、幼稚園・認定こども園との連携が求められる中で、サービス水準の下げや国の方針目的を阻害する地方自治体への影響の評議ではなく、国が全国一律に決定している基準をはねて自らが決断し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施設が講じらることを達成させたものである。</p> <p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>＜年齢後の受け皿としての連携施設の拡充について＞</p> <p>○連携施設は一定の保育の質が担保された保育所、幼稚園、認定こども園が担つことが望ましいため、対象困難であるとの御答弁は、地方分権改革の趣旨を踏まえて考慮される認可外施設への拡充には、必ずしも適切である。</p> <p>○一方で、「年齢後の受け皿」としての連携施設の設定は、代替保育の提供や認可保育所の運営等を実施していくことを想定すれば、専らの保育所、幼稚園、認定こども園が担つべきである。</p> <p>○(2)についての見解と(3)についての見解を踏まえたことと同様に、「年齢後の受け皿」にかかる連携施設に限って拡充することは可能ではないか。</p> <p>○認可保育所の受け皿の確保が最も安心して働きやすい環境を整備するため、年齢後の受け皿にかかる連携施設の対象を拡充することが必要ではないか。</p>	<p>保育の受け皿確保に当たっては、一定の保育の質が確保されている認可保育所を中心化せんとしていることが必要と考えており、保育の受け皿拡充と保育の質の両輪として取り組む必要があります。</p> <p>○家庭的保育事業者における連携施設の設定は、代替保育の提供や認可外施設の運営等を実施していくことを想定すれば、専らの保育所の運営が担つべきである。</p> <p>○連携施設の設定に当たっては、一定の保育の質が確保された保育所・幼稚園・認定こども園が担つことが望ましいと考えているが、連携施設の設定状況の実態等を踏まえ、そのあり方について、子ども子育て支援法(平成24年法律第65号)の施行後年次の見直しの中でも検討してもらいたい。</p>		
275	<p>○経過措置の延長の可否は、家庭的保育事業者等にとっては、事業運営の見直しを立てる上で現実的であり、早期に経過措置を延長する旨を示すべきではない。</p> <p>○(1)についての見解と(2)についての見解を踏まえたことと同様に、「年齢後の受け皿」の確保が具体的な課題・役割を果たしているに際わらず、「年齢後の受け皿」の確保が困難なことである。見直しの検討にあたっては、市町村の実態を踏まえていただきたい。</p>	-	<p>【神奈川県】</p> <p>国において見直しの検討をされているところかと思うが、見直しの方向性及び検討結果について早急に説明していただきたい。一方で、認可利用となる場合や、制度改正される場合、子どもの預け入れ等の調整等は容易ではないため、十分な準備期間を設定していただきたい。</p>	<p>【全国知事会】</p> <p>家庭的保育事業者等による連携施設の実現及びその経過措置について「従うべき基準」とされており、現行の基準(省令)では、市町村が具体的な課題・役割を果たしているに際わらず、「年齢後の受け皿」の確保が困難なことである。見直しの検討にあたっては、市町村の実態を踏まえていただきたい。</p> <p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>＜年齢後の受け皿としての連携施設の拡充について＞</p> <p>○連携施設は一定の保育の質が担保された保育所、幼稚園、認定こども園が担つことが望ましいため、対象困難であるとの御答弁は、地方分権改革の趣旨を踏まえて考慮される認可外施設への拡充には、必ずしも適切である。</p> <p>○一方で、「年齢後の受け皿」としての連携施設の設定は、代替保育の提供や認可保育所の運営等を実施していくことを想定すれば、専らの保育所、幼稚園、認定こども園が担つべきである。</p> <p>○(2)についての見解と(3)についての見解を踏まえたことと同様に、「年齢後の受け皿」にかかる連携施設に限って拡充することは可能ではないか。</p> <p>○家庭的保育事業者等にとって、経過措置の延長の可否は事業運営の見直しを立てる上で非常に大きな問題であるため、早期に経過措置を延長するか否かの旨を示すべきではないか。</p>	<p>一次回答のとおり、設営運営基準附則第3条に規定する特例措置の延長については、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の施行後5年の見直しの中で検討することとしているが、子ども・子育て会議における議論の状況も踏まえ、可能な限り早くからにその方針をお示しいただきたい。</p>		

厚生労働省 各府省からの第2次回答

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料		
276	<p>○提案が実現しなかった場合の具体的な想定</p> <p>仮に経過措置期間のまま終了しました場合、両方の資本・資本を有しない保育教諭は配置基準上の資格者と見なされなくなるため、施設としては認定の保育教諭を配置されるを得ない状況になります。また、施設運営の費用負担が増加する一方で、施設の運営に必要な人材も要になることから、広い地域住民に影響を及ぼすことが想定される。また、市町村においては施設整備等により定員制を切っているので、本経過措置終了による定員制に伴い、市町村として保育の需要調査を行なう費用を負っているにも関わらず、その費用の返済を行なわれるほか、施設による保育の実現を阻害しない保育教諭の処遇が後から変動や資金減少などすることも想定される。</p> <p>○関係団体からも実現を求める声</p> <p>本件は、児童の保護者からも延長を求める声が多く寄せられており、内部子ども・子育て会議の議事録や資料を参照しても、経過措置を延長させなければ多くの実現が叶じることは自明である。</p> <p>○大部分の施設が実現を求める声</p> <p>多くの施設・団体などと連携し、免責定期講習を見直さるよう義務成校時に新たな実訓を働きかけていたが、これ以上の実講定期は実現は難しい状況にある。現行の幼少期教育・保育体制を探求するためにには、未受講者に対する3年間中に県や県教育委員会の受講を加速度的に求めると得ない。早期に経過措置の延長が認められれば、再資格保有者に向けて計画的な対応が可能となるため、速やかに実現を求めていたい。</p> <p>○現在在籍中の活用可能性</p> <p>また、経過措置の延長が早期に決定されれば、現在勤務している保育教諭の救濟だけではなく、潜在保育士に対して3年以内に実講定期の実現をめざすための支援が受けられるため、認定して未受講の施設では、その採用と結婚する女性が増加なくなり、潜在保育士を確保していくことが可能になる。</p> <p>○他団体提案の実現を</p> <p>加上、現行実講定期は未受講者のいわゆる「未登録」の資格者に対しては、今後実講が生じる状況である。本件と併せて適切な措置を講じ、保育教諭が就業しやすい環境を確実にしていただきたい。</p>	-	-	-	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>○「今後、引き続き、子ども・子育て会議において議論を行い、その方向性を定めること」の次回答だったが、保育教諭等の資格要件に係る経過措置の延長については、地方自治体だけでなく、子ども・子育て会議においても、多くの教育・保育業界団体から意見をむすび上げられており、延長する方向性が示されている。この現状及び行政において多大な支援が発生することを踏まえれば、当然措置すべきではないか。</p> <p>○今後の議論の方針を示すとともに、早期に経過措置を延長する旨を示すべきではないか。</p>
278	<p>○提案が実現しなかった場合の具体的な想定</p> <p>仮に実講定期を延長する場合、各自治体において実務教諭者の十分な確保ができるといふべきである。しかし、実務教諭者の利用年数を重ねていく中、未受講者への実訓後見きのクラブの運営をしていくことは困難である(場合によっては閉鎖せざるを得なくなるクラブも発生する)との現場もある。、異なる施設見習の増大につながる恐れがある。</p> <p>○各団体の見解</p> <p>現行の実講定期は、認定研究修習での実講要件を満たす資格者の確保に苦慮しており、2千時間の勤務時間を確保するのに実質的には3千程度の期間を要しているとの指摘や、自身の専門性を高めたい、船越す機会を得たいという教員がいるのに、実務経験年数の要件があるため、認定研究修習の認定実務教諭を申請する前に、経験してく条例もある、「実務経験年数」の短縮化を多く要求している。</p> <p>○まとめ</p> <p>必要とする実務経験年数は、多くの教員を悩ませ、地域の実情に応じて年数に見合いでいる現状である。そのため、必ずしも「実質的実務者」にならぬ教員たちの「実質的実務者」にも様々な課題があり、実務教諭や実務条件を考慮せずに一律に2年の実務経験を認めるのは、実理があるのでないか。各自治体によって放課後児童支援員の取扱いについては、待機児童問題を考えるとより現実的課題となっていることから、少なくとも来年度の各自治体の提案要求時期に間に合うよう、今年中を目標に早急な検討を要請したい。</p>	-	-	-	<p>【全国知事会】 実講定期を延長する場合に係る「延長による実務教諭の不足による問題」について、多くの地方自治体から支障があるとの意見があるところから、経過措置期間の経過をたたず、急速に見直すことを求めます。</p> <p>【延べるべき基準】については、各条件の内容を厳密的に拘束するものであり、路が設定するは、真に必要な場合に限られるべきものとの地方分権改革委員会第3回勧告の趣旨と平成29年の地方分权が引き継ぎ実現に拘束する対応方針(平成29年12月26日閣議決定)を踏まえ考慮すべき基本条件である。「延べるべき基準」の見直しは、サービス水準の切り下げや国の政策目的を侵害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に実施している基準を地方自治体が決定し、その地方自治体が実現するに拘束する対応方針(平成29年12月26日閣議決定)を踏まえ考慮すべきである。</p> <p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> <p>【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。</p>	<p>○本年5月に開催した第1回提案募集最終審査会及び6月に開催した関係府省にアブリングにおける意見交換会で、各府省が実現するにあたっての課題や問題点などを認識している。</p> <p>○実講定期についている部分があることは承認しているが、より柔軟な方向性で見直しを考へられるべきである。一方で、実務教諭のような職種を認定することも柔軟にしており、経過措置期間超過後の放課後児童支援研修のあり方について、引き続き検討していく。</p>

厚生労働省 各府省からの第2次回答

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
279	生存権保護の責任が、第一義的にはその他の権する国家が行うべきであるため、生活保護を申請した外国人が持つる権事務等に対して必要な保護又は援助を受けることができるかどうか確認する必要性は認められる。しかし、既に既に述べたが、熊本県(追加共同提案団体の一部を含む)は、生活保護の実施主体として、保護又は援助をする旨を回答した限り無く、また照会に対して未回答の国もある状況となっている。	有	【平成県】 貴省の回答のとおり制度趣旨は從来から承認しているが、照会に対する対応は未回答がほとんど、あとは保護措置なし、日本政府を経由して照会はよどいた内容であり、現実としては本照会は形骸化している。一方で、保護措置の迅速化、実施機関における事務負担の軽減の観点から見直しが必要と考える。 さらに、配信記事(2014年10月30日21時59分記事、送信WEST!)によれば、照会未実施の福祉事務所があつて、制度化が見えてる。また、照会未実施の福井県は、照会未実施の福井県は、照会ばかりあり、一度も実施していない。外国人から保護申請がある度に照会を行うことは非効率である。さらに、同じ国の権事務に対して、別の都道府県から同じ照会が行われ、本県と同じ回答を得ていることを考えると、その非効率性は際立つものである。 照会未実施の福井県は、照会未実施の福井県について課題を感じ検討の必要性を認識しているが、その照会未実施に変わらざりばあ。	—	【全国知事会】 一国の事務を司る領事館等に対し、各地方自治体がそれぞれ照会することは非効率的であり、また、国民の関係性においても、國が調査確認等を行い、各地方自治体へ情報提供を行えは足りることから、外国領事館等に対する確認事務は國において行うべきである。	—	第一次回答でも回答したとおり、領事館等への確認の手続は、生存権保護の責任が第一義的にはその他の権する国家が行うべきであるところ、その内容を確認するものであり、行政措置として外国人に生活保護の決定を行ふ前段となる重要な手続である。 したがって、当該事務については必要な事務であり引き続き行っていただくべきであると考えている。 實に、國が一括して領事館への照会を行うとしても、領事館からの回答が迅速化されるものではなく、領事館が照会に答えるものではないと考えられる。 一方、事務負担の軽減や領事館への照会頻度の見直し等については、今後、実態把握を行った上で、検討してまいりたい。
281	貴省副回答のとおり、都道府県文書での照会に対し、収容先の施設を把握することができれば提案の件件に付ける旨の記載を正規途筋へ問い合わせ、案内された照会である府中刑務所に照会する旨の文書で照会を行った際には、法的根拠に基づく請求権を有していないことを根拠に収容先の施設についての照会を行らなかったこと、また上記命令及びその施行に係る技術的助言である「収容者と施設の連絡体制」を参考して、令和元年3月20日(令和2年3月20日)においては、貴省副回答のとおり記載されています。今回支障事項と同様の問題が発生した際に、関係部署においては見解が共有されていないことに伴う混乱が懸念されるところである。 このため、改めて貴省副回答に基づく技術的助言を明文でお示しいただくよう要望する。	—	—	—	—	—	本案件については、法務省本省の攝正局へ照会を行っていただか必要がある。平成30年3月20日付け第0320第5号「保育士登録の取消しに関する事務について」を根拠とする事務連絡によって照会先の周知を図ってまいりたい。
291	本県の提案は、将来の特定疾患治療研究事業の利用による医療機関ごとに上級医を管理するにこだわる。このことによって、医療機関の負担を軽減する。また、医療機関ごとに上級医を適用した後、さらに患者ごとの上級医を適用する制度を検討しているのではないか。(ではない) 本提案は、群馬県の意見にもあるように、患者によつて負担増になる場合もあり、自己負担額の設定については検討を要するが、抜本的な制度改正時期等において検討をしていただきたく提案したものである。	—	—	—	—	—	ご提案のとおり、医療機関ごとに上級医を管理する場合、当該医療機関は、他の医療機関に比べて患者が支払った医療費が費用にならないこと、また、複数の医療機関の合計額が上級医の負担額になっていたとしても、なお当該医療機関において自己負担額に達するまで医療費を支払う(窓口負担する)ことが生じる可能性があり、後日、償還されたとしても一時的に窓口負担が増えることが想定されることから、考えて、患者の利便性の低下につながるおそれがある。 そのため、ご提案の医療機関ごとに上級医を管理制度の適用については実施困難である。

厚生労働省 各府省からの第2次回答

厚生労働省 各府省からの第2次回答

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点項目）	各府省からの第2次回答		
	見解	補足資料	見解	補足資料				
316	被保険者証券の交付や再交付の手続に必要な被保険者の情報は、既に市が保有している情報であり、改めて個人番号を利用する必要がないものである。また、個人の特定期についても、住所、氏名、生年月日から登録と特定期が可能である。申請書に高齢者が多く、個人番号の管理ができるないリスクも多いなかに、住所、氏名、生年月日に個人が特定期できる場合は、個人番号の記入を必須しない等の柔軟な対応をしていただきたい。	-	-	-	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 内閣府(番号制度担当室)において、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 私分書の「マイナンバー利用」は「ワクスランナー原則」のとおり、申告者の主たる半統合併で併せて提出され、又は申告者の届出地にて提出された分類から一部の半統合・直通書についてはマイナンバーの記入を要していません。マイナンバー利用の「ワクスランナー原則」に該当するものについては、マイナンバーの記入は不要とすべきだと勧めます。 ・ 通知カードだけではマイナリズムを防ぎます。再発行手続の本人確認手段として十分であることを確認し、半統合等の場合は個人番号もしくは氏名、生年月日、性別、性別記入欄の記載義務がある場合は、必ず記入して下さい。個人番号記入欄は必ずどちらでも可です。 ・ 全国健康保険協会の健康保険被保険者証の再交付申請では、被保険者証の記号番号を記入した場合にマイナンバーの記入を不要としているところ、国民健康保険証の再交付申請についても同じくマイナンバーの記入を不要としているところ、被保険者証の選択記載（マイナンバー記載の義務づけ強化）を勧めます。 ○ 著先労働者においては、 <ul style="list-style-type: none"> ・ マイナンバーによる情報連携は、有効期限のないものを除き、最初の発行者手帳のものを使用すれば必要十分であり、再発行手続において年度マイナンバーの記入を求めるには不要とすべきです。 ・ マイナンバーによる情報連携が行われない申請書面にマイナンバーを記入すると、地方公共団体に対し厳密な保管が義務付けられるため、マイナンバーの記入は不要としていたい。 ・ 全国健康保険協会の健康保険被保険者証の再交付申請では、被保険者証の記号番号を記入した場合にマイナンバーの記入を不要としているところ、国民健康保険証の再交付申請についてもこれと同様の対応すべきではない。 	○ 介護保険制度については、関係府省と協議した結果、次のとおり検討している。 <ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーが介護保険共通の個人識別番号として導入されると仮定からすれば、個人を識別・特定（本人確認）するための更新手続にて提出される分類から一部の半統合・直通書についてはマイナンバーの記入を要していません。マイナンバー利用の「ワクスランナー原則」に該当するものについては、マイナンバーの記入は不要とすべきだと勧めます。 ・各級の再交付の手続については、給付や本人情報の変更ではないことを勘案すると、マイナンバーの記載がない場合であっても、マイナンバーによる場合と同程度に個人を識別・特定（本人確認）するための更新手続にて提出される分類から一部の半統合・直通書についてはマイナンバーの記入を要していません。マイナンバー利用の「ワクスランナー原則」に該当するものについては、マイナンバーの記入は不要とすべきだと勧めます。 ・このほか、色々の再交付申請については、マイナンバー制度と並んで個人番号を法令上規定した上で、マイナンバーと被保険者番号の選択記載（マイナンバー記載の義務づけ強化）を勧めます。 		
319	「調査の質の確保」について、指定市町村事務受託法人が実施する既存の研修に加え、保険者による研修を実施するなど、より公正性を確保するための取組みを踏まえるとともに、今後の委託料金と公正性を確保について、現行手続における問題点を踏まえ、新たな取組みを指定市町村事務受託法人と保険者との間で検討していくことで、立中・公正性の確保が可能と考える。また、平成31年度度中で研修を実施するところだが、平成31年度に予定された介護支援専門員更新研修実課に伴う調査を実施せざるを得ない。そこで、「平成31年度介護支援専門員更新研修」申し込み募集期間までの結果を希望する。	-	-	-	<p>【苦崎市】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> <p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 提案団体は、指定市町村事務受託法人の人事確保が進まず認定調査において大幅な遅れが出ており、できるだけ早い対応を望んでいる。こうした状況を踏まえ、実施状況の調査・分析を今年中に行なうなど可能な範囲や早い対応をして顶くことを要望する。 	一回回答のとおり、認定調査の実施に当たっては、立中・公正性を確保することが必要であることから、どのような条件であれば、介護支援専門員以外に認定調査を委託できるのか、まずは認定調査の実施状況を把握した上で、具体的な対応について平成31年度中に検討することをしたい。		